

令和元年度

# 計 算 書 類

平成31年 4月 1日  
令和 2年 3月31日

法人名 大輪福社会

# 財 産 目 録

令和 2年 3月31日 現在

別紙 4  
(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
<b>I 資産の部</b>						
<b>1 流動資産</b>						
現金預金						
現金	現金手許有高	—	運転資金として	—	—	17,845
普通預金	沖縄銀行泡瀬支店	—	運転資金として	—	—	36,510,114
			小計			36,527,959
事業未収金		—	委託費追加交付分他	—	—	2,827,130
前払金		—	入園式 盛り花他	—	—	19,540
前払費用		—	セコム琉球株 園警備料他	—	—	115,760
			流動資産合計			39,490,389
<b>2 固定資産</b>						
<b>(1) 基本財産</b>						
建物	(大輪福祉会拠点) 沖縄市比屋根4-31-40	1979年度	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	62,139,000	49,313,076	12,825,924
		2005年度	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	38,325,000	18,235,380	20,089,620
			小計			32,915,544
定期預金	沖縄銀行泡瀬支店	—	設立時に定款により 基準財産として保有している	—	—	1,000,000
			基本財産合計			33,915,544
<b>(2) その他の固定資産</b>						
建物	(大輪福祉会拠点) 倉庫 沖縄市比屋根4-31-40	1982年度	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	800,000	799,999	1
構築物	雨よけひさし他	—	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	4,174,000	4,077,982	96,018
器具及び備品	ピアノ他	—	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	17,561,038	17,286,441	274,597
権利	電話加入権	—	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	—	—	85,253
ソフトウェア	福祉大臣・給与大臣	—	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	1,417,500	1,417,500	0
人件費積立資産	沖縄銀行泡瀬支店	—	将来における人件費の目的の ために積立している定期預金他	—	—	6,300,000
修繕積立資産	沖縄銀行泡瀬支店	—	将来における修繕費の目的の ために積立している定期預金	—	—	2,000,000
備品等購入積立資産	沖縄銀行泡瀬支店	—	将来における備品購入の目的の ために積立している定期預金	—	—	7,000,000
保育所施設・設備整備積立資産	沖縄銀行泡瀬支店	—	将来における施設整備の目的の ために積立している普通預金他	—	—	65,000,000
差入保証金	AEDパッケージ差入保証金	—	第2種社会福祉事業である、 若松保育園に使用している	—	—	20,000
			その他の固定資産合計			80,775,869
			固定資産合計			114,691,413
			資産合計			154,181,802
<b>II 負債の部</b>						
<b>1 流動負債</b>						
事業未払金	3月分業者支払他	—		—	—	825,768
その他の未払金	3月分おさんぽエアバス	—		—	—	140,000
未払費用	3月分職員俸給他	—		—	—	7,055,598
預り金	源泉所得税他	—		—	—	5,683
職員預り金	処遇・遡及社会保険料他	—		—	—	1,216,217
賞与引当金	夏季賞与引当金	—		—	—	1,964,283
			流動負債合計			11,207,549
<b>2 固定負債</b>						
			固定負債合計			0
			負債合計			11,207,549
			差引純資産			142,974,253

法人単位事業活動計算書

(自) 平成31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	123,101,080	115,359,570	7,741,510
		経常経費寄附金収益	150,000	38,776	111,224
		サービス活動収益計(1)	123,251,080	115,398,346	7,852,734
	費用	人件費	102,027,050	87,131,992	14,895,058
		事業費	13,305,557	14,154,032	△848,475
		事務費	6,300,655	6,224,085	76,570
		減価償却費	2,518,945	2,591,016	△72,071
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,303,598	△714,598	△589,000
		サービス活動費用計(2)	122,848,609	109,386,527	13,462,082
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	402,471	6,011,819	△5,609,348
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	61,222	1,038	60,184
		その他のサービス活動外収益	1,603,466	1,329,504	273,962
		サービス活動外収益計(4)	1,664,688	1,330,542	334,146
	費用				
		サービス活動外費用計(5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,664,688	1,330,542	334,146	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,067,159	7,342,361	△5,275,202	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	589,000	0	589,000
		特別収益計(8)	589,000	0	589,000
	費用	固定資産売却損・処分損	2	2	0
		国庫補助金等特別積立金積立額	589,000	0	589,000
		特別費用計(9)	589,002	2	589,000
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	△2	△2	0	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	2,067,157	7,342,359	△5,275,202	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	41,552,802	40,210,443	1,342,359
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	43,619,959	47,552,802	△3,932,843
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	0	0	0
		その他の積立金積立額(16)	3,300,000	6,000,000	△2,700,000
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	40,319,959	41,552,802	△1,232,843

法人単位資金収支計算書

(自) 平成31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収入			
	保育事業収入	123,155,000	123,101,080	53,920
	経常経費寄附金収入	150,000	150,000	0
	受取利息配当金収入	62,000	61,222	778
	その他の収入	1,572,000	1,603,466	△31,466
	事業活動収入計(1)	124,939,000	124,915,768	23,232
	支出			
	人件費支出	102,331,000	102,266,984	64,016
	事業費支出	13,514,000	13,293,707	220,293
	事務費支出	6,366,000	6,300,655	65,345
事業活動支出計(2)	122,211,000	121,861,346	349,654	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,728,000	3,054,422	△326,422	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等補助金収入	590,000	589,000	1,000
	施設整備等収入計(4)	590,000	589,000	1,000
	支出			
	固定資産取得支出	335,000	272,545	62,455
施設整備等支出計(5)	335,000	272,545	62,455	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	255,000	316,455	△61,455	
その他の活動による収支	収入			
	その他の活動による収入計(7)	0	0	0
	支出			
	積立資産支出	3,300,000	3,300,000	0
	その他の活動支出計(8)	3,300,000	3,300,000	0
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△3,300,000	△3,300,000	0	
予備費支出(10)	0	—	0	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△317,000	70,877	△387,877	
前期末支払資金残高(12)	317,000	30,176,246	△29,859,246	
当期末支払資金残高(11)+(12)	0	30,247,123	△30,247,123	

### 法人単位貸借対照表

令和 2年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	39,490,389	44,250,850	△4,760,461	流 動 負 債	11,207,549	16,266,971	△5,059,422
現 金 預 金	36,527,959	41,143,252	△4,615,293	事 業 未 払 金	825,768	1,038,098	△212,330
事 業 未 収 金	2,827,130	2,974,020	△146,890	そ の 他 の 金	140,000	0	140,000
前 払 金	19,540	0	19,540	未 払 費 用	7,055,598	12,380,799	△5,325,201
前 払 費 用	115,760	121,728	△5,968	預 り 金	5,683	1,939	3,744
1年以内長期前払費用	0	11,850	△11,850	職 員 預 り 金	1,216,217	641,918	574,299
固 定 資 産	114,691,413	113,637,815	1,053,598	賞 与 引 当 金	1,964,283	2,204,217	△239,934
基 本 財 産	33,915,544	36,260,277	△2,344,733	負 債 の 部 合 計	11,207,549	16,266,971	△5,059,422
建 物	32,915,544	35,260,277	△2,344,733				
定 期 預 金	1,000,000	1,000,000	0	純 資 産 の 部			
そ の 他 の 固 定 資 産	80,775,869	77,377,538	3,398,331	基 本 金	15,562,000	15,562,000	0
建 築 物	1	1	0	基 本 金	15,562,000	15,562,000	0
構 築 物	96,018	179,983	△83,965	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	6,792,294	7,506,892	△714,598
器 具 及 び 備 品	274,597	92,301	182,296	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	6,792,294	7,506,892	△714,598
権 利	85,253	85,253	0	そ の 他 の 積 立 金	80,300,000	77,000,000	3,300,000
人 件 費 積 立 資 産	6,300,000	4,000,000	2,300,000	人 件 費 積 立 金	6,300,000	4,000,000	2,300,000
修 繕 積 立 資 産	2,000,000	2,000,000	0	修 繕 積 立 金	2,000,000	2,000,000	0
備 品 等 購 入 積 立 資 産	7,000,000	7,000,000	0	備 品 等 購 入 積 立 金	7,000,000	7,000,000	0
保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	65,000,000	64,000,000	1,000,000	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	65,000,000	64,000,000	1,000,000
差 入 保 証 金	20,000	20,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,319,959	41,552,802	△1,232,843
				次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,319,959	41,552,802	△1,232,843
				（うち当期活動増減差額）	2,067,157	7,342,359	△5,275,202
				純 資 産 の 部 合 計	142,974,253	141,621,694	1,352,559
資 産 の 部 合 計	154,181,802	157,888,665	△3,706,863	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	154,181,802	157,888,665	△3,706,863

# 計算書類に対する注記

(大輪福社会)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）によっている。
- ・満期保有目的の債券以外の有価証券  
時価のあるもの：期末日の市場価格に基づく時価法によっている。  
時価のないもの：総平均法による原価法によっている。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、器具及び備品並びにソフトウェア一定額法
- ・リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

### (3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金　－　職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度によっている。

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので、事業区分内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）は省略している。
- (3) 当法人では拠点区分が1拠点のため、拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）は省略している。
- (4) 拠点区分計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

大輪福祉会拠点区分（社会福祉事業）

本部サービス区分

若松保育園サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	35,260,277	0	2,344,733	32,915,544
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	36,260,277	0	2,344,733	33,915,544

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	100,464,000	67,548,456	32,915,544
建物	800,000	799,999	1
構築物	4,174,000	4,077,982	96,018
器具及び備品	17,561,038	17,286,441	274,597
合 計	122,999,038	89,712,878	33,286,160

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容  
該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

支払資金たる前払費用と支払資金から除かれる前払費用とが混在することになるため、計算書類の明瞭表示観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。



# 社会福祉法人大輪福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第二種社会福祉事業

##### (イ) 保育所の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人大輪福祉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市比屋根4丁目31番40号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会にて行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、その過半数を持って行う。ただし、外部委員の一名が出席し、かつ、外部委員の一名が賛成する事を要する。

#### (評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の、満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
  - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が200,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することが出来る。

### 第3章 評議員会

#### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要

がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について決議に加わることができないものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事6名

(2) 監事2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することが出来る。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### (招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について決議に加わる事ができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の二種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 沖縄県沖縄市比屋根4丁目994番地、993番地の1所在の若松保育園園舎木・鉄筋コンクリートブロック造スレート葺・陸屋根平家建て1棟(579.68㎡)

- (2) 現金 1,000,000円

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きを

取らなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を経て、沖縄市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には沖縄市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を沖縄市長に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく沖縄市長に届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間、据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類について

は、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 8 条 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人大輪福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	喜納 節子
理 事	比嘉 繁三郎
〃	大山 光
〃	友寄 景安
〃	仲栄真 スミ子
〃	比嘉 盛義
監 事	吉田 正義
〃	金城 節子

この定款は、昭和54年4月1日から施行する。

この定款の改正は平成6年3月25日から改定施行する。

この定款の改正は平成10年6月8日から改定施行する。

この定款の改正は平成12年12月1日から改定施行する。

この定款の改正は平成16年6月10日から改定施行する。

この定款の改正は平成18年11月27日から改定施行する。

この定款の改正は平成25年7月1日から改定施行する。

この定款の改正は平成29年4月1日から改定施行する。

この定款の改正は平成30年11月26日から改定施行する

この定款の改正は令和2年7月17日から改定施行する。